

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	古賀国際看護学院
設置者名	社会医療法人 天神会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
医療専門課程	看護学科	夜・ 通信	10 単位	10 単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.koga-kango-gakuin.jp/page/shugakushienshinsei.html>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	古賀国際看護学院
設置者名	社会医療法人天神会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	古賀国際看護学院 学校関係者評価委員会および運営会議
役割	学校関係者評価委員会は、毎年1回以上開催し、本学院の自己点検・自己評価に関する助言を得る。 運営会議は、毎年4回以上開催し、上記委員会の評価内容を参考にする。また、以下の事項に関しても協議し必要事項の承認を得る。そこでの意見を教務会議にフィードバックするなど活用し、学院運営を行う。 1) 学院の学則及び諸規定に関する事項 2) 教育方針、教育計画及び教育内容に関する事項 3) 学生の入学及び退学、年次別単位取得並びに卒業の認定に関する事項 4) 賞罰に関する事項 5) 学院経営の方針に関する事項 6) その他運営会議において必要と認める事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
久留米市立南筑高等学校 校長	令和8.5.1 ～令和9.3.31	本学院の最多出身高校の校長
久留米ビジネスプラザ事務局 参事	令和8.5.1 ～令和9.3.31	本学院が加入している地域団体 「アルカディア虹の会」事務局
学校法人三幸学園福岡専門学校 校長	令和8.5.1 ～令和9.3.31	本学院顧問
社会医療法人天神会 新古賀病院 看護師	令和8.5.1 ～令和9.3.31	本学院同窓会長
社会医療法人天神会 顧問兼病院看護部長	令和8.5.1 ～令和9.3.31	
社会医療法人天神会 法人本部総務部総務課長	令和8.5.1 ～令和9.3.31	元法人病院の看護師
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	古賀国際看護学院
設置者名	社会医療法人天神会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 学院の講義概要（授業の概要及び到達目標）をふまえ、各教科担当講師に相談し、各教科の授業計画（案）を作成して、カリキュラム委員会で精査した後、教務会議で決定する。 その後、シラバスとして一冊の冊子にまとめ、毎年 4 月に学生に pdf. 配信をして運用を行う。同時期に本学院のホームページに掲載し公開する。	
授業計画書の公表方法	https://www.koga-kango-gakuin.jp/page/shugakushienshinsei.html

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業科目の成績の評価は、その授業科目について実施する試験又は実習の成果により行う。成績の評価を受けることのできる学生は、所定の授業時間数の3分の2以上に出席した者に限る。成績の評価は、A(80点以上)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びD(60点未満)の4段階とする。この場合において、A、B及びCは合格とし、Dは不合格とする。疾病その他やむを得ない理由で成績の評価を受けることができなかった学生は、学院長が定める所定の手続きを経て追試験又は追実習を各々1回に限り受けることができる。成績の評価が不合格であった学生は、学院長が定める所定の手続きを経て再試験又は再実習を各々1回限り受けることができる。前各項に規定するもののほか、成績の評価に関し必要な事項は、学院長が定める。学院長は、授業科目を履修し、合格の成績の評価を受けた学生に対して、当該授業科目の終了を認定し、所定の単位を与える。 また、毎年1月末に卒業認定会議、3月に履修認定会議を開催し、学院長が卒業認定に係る規程に基づき卒業を認定する。この結果は、運営会議で承認を得る。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 各教科の点数を平均化し、順位付けをする。下位4分の1の学生に関しては、指導を行う。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.koga-kango-gakuin.jp/page/shugakushienshinsei.html

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えない者で、しかるべき授業科目の単位をすべて取得した者。例年1月末に卒業認定会議を実施し、運営会議で審議し、認定している。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.koga-kango-gakuin.jp/page/shugakushienshinsei.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	古賀国際看護学院
設置者名	社会医療法人天神会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	法人本部(久留米市天神町 120)に備え必要に応じて閲覧可
収支計算書又は損益計算書	法人本部(久留米市天神町 120)に備え必要に応じて閲覧可
財産目録	法人本部(久留米市天神町 120)に備え必要に応じて閲覧可
事業報告書	法人本部(久留米市天神町 120)に備え必要に応じて閲覧可
監事による監査報告（書）	法人本部(久留米市天神町 120)に備え必要に応じて閲覧可

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程		看護学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類						
			講義		演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	102 単位時間／単位	79 単位時 間／単位		23 単位時 間／単位				
			単位時間／単位						
学生総定員数		学生実員	うち留学生数		専任教員数		兼任教員数		総教員数
180 人		144 人	1 人		11 人		107 人		118 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 看護師養成所の規定の沿った授業を行い、看護師国家試験の取得を目指す。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績は絶対評価、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C、60 点未満を D（不合格）の 4 段階とする。学年末に個人に文書で提示している。
卒業・進級の認定基準
（概要） 例年 1 月末に卒業認定会議、3 月に履修認定会議を開催し、出席日数の 2/3 を満たしていることと単位未修得科目を有していないことを審議し認定し、運営会議で審議を行う。
学修支援等
（概要） 学年担任制。加えて学生をグループに分け、専任教員が専従で行う学修支援体制。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
65 人 (100%)	0 人 (0%)	62 人 (95.4%)	3 人 (4.6%)
（主な就職、業界等） 社会医療法人天神会			
（就職指導内容） 学年担任の専任教員が指導を行う。募集のパンフレット等をまとめて学生の閲覧ができるようにしている。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
167 人	5 人	3.0%
（中途退学の主な理由） 進路変更、学修不振、一身上の都合（家庭環境、友人関係）		
（中退防止・中退者支援のための取組） 学習支援、個人への聴取、保護者も交えての話し合い、カウンセリング等個人に対応。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	300,000 円	600,000 円	180,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.koga-kango-gakuin.jp/page/shugakushienshinsei.html		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制） 今後、検討する。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.koga-kango-gakuin.jp/page/shugakushienshinsei.html
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	
学校名（〇〇大学 等）	古賀国際看護学院
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	社会医療法人天神会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		51人（ 33 ）人	50人（ 30 ）人	52人（ 33 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	14人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	20人	17人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				52人（ 33 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	1人
3月以上の停学	0人
年間計	1人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。